

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	銀行法等	
規制の名称	共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号： 03-3506-6000 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和4年6月30日	
事前評価時の想定との比較	規制の事前評価時、グループ全体の業務運営におけるシナジー効果・コスト削減効果の発揮等が重要な課題となっていたが、事前評価時以降もこのような課題を取り巻く社会経済情勢等に変化は見受けられず、それらへの対応は引き続き重要である。 なお、規制の事前評価時には想定していなかった影響は、特段発現していない。	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>規制の事前評価時、概要以下の通り見込んでいた。</p> <p>イ. 持株会社による共通・重複業務の執行 グループ全体の業務運営上の費用が減少する一方で、銀行持株会社による業務の執行に係る認可の申請に伴う費用が発生する。</p> <p>ロ. 子会社への業務集約の容易化 銀行持株会社による委託先管理義務に係る体制整備の費用が発生するが、各子銀行における体制整備の費用が不要となるため、グループ全体における体制整備の費用は減少する。</p> <p>ハ. グループ内の資金融通の容易化 同一の銀行持株会社グループに属する銀行間の取引について、明確な取引ルール策定のための費用などが新たに発生する。</p> <p>上記イ～ロについて、銀行等は、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握することは困難であるが、遵守費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	<p>規制の事前評価時、概要以下の通り見込んでいた。</p> <p>イ. 持株会社による共通・重複業務の執行 銀行持株会社に期待されている経営管理機能の発揮が疎かになる可能性があるため、行政庁(国)において、銀行持株会社グループの業務運営の適切性の確保などに係る検査・監督に伴う費用が増加する。 また、認可に係る受付及び審査業務に伴う費用が発生する。</p> <p>ロ. 子会社への業務集約の容易化 行政庁(国)において、各子銀行の委託先管理義務の履行を監督するための費用は減少する一方で、銀行持株会社の委託先管理義務の履行を監督するための費用は増加する。</p> <p>ハ. グループ内の資金融通の容易化 行政庁(国)において、銀行持株会社グループ内の銀行間の取引に関して、同グループの健全な財務状況が確保されているか、また、同グループ内において明確な取引ルールが策定・遵守されているかを検査・監督する費用が発生する。</p> <p>上記イ～ハに関し、行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、その遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握することは困難であるが、行政庁(国)による金融行政の遂行に要する行政費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。

効果(定量化)	<p>イ. 持株会社による共通・重複業務の執行 規制の見直しにより、グループ全体の効率的なリスク管理に資するとともに、グループ全体のコスト削減・業務運営の効率化が図られたと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p> <p>ロ. 子会社への業務集約の容易化 規制の見直しにより、グループ全体のコスト削減・業務運営の効率化が図られたと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p> <p>ハ. グループ内の資金融通の容易化 規制の見直しにより、銀行持株会社グループ全体の資金調達コストの削減が図られたと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	当該規制の導入により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。よって、本件に係る特段の見直しは不要であるとする。	
備考		